

## 規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

### 電波法施行規則の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。  
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

#### 記

- 1 件名  
電波法施行規則等の一部改正
- 2 対象品名  
LTE 及び NR 方式の携帯無線通信システム並びに LTE 及び NR 互換方式の広帯域移動無線通信システム
- 3 趣旨及び目的  
第5世代移動通信システム（5G）等の効率的なエリア展開等のニーズに応えるため、次に示すとおり、携帯無線通信システム及び広帯域移動無線通信システムの技術基準に係る規定の新規制定及び一部改正を行う。
  - (1) TDD-NR 方式の中継局の導入
  - (2) TDD/FDD-NR 方式のフェムトセル基地局の導入
  - (3) NR 方式の端末の空中線電力の上限値等の緩和等
- 4 施行予定日  
令和6年5月
- 5 意見提出先  
総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
電話：03-5253-5893
- 6 意見提出期限  
WTO事務局から配布された後60日間